

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	桑折町

桑折町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 桑折町産業振興課
所在地 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7
電話番号 024-582-2126
FAX番号 024-582-1028
メールアドレス sangyoshinko@town.koori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、カラス、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	桑折町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
ニホンザル	モモ	581.0 千円	7.9 a	(1475.1 kg)
	リンゴ	177.1 千円	4.4 a	(940.7 kg)
	プラム	68.7 千円	3.3 a	(179.6 kg)
	果樹類 計	826.8 千円	15.6 a	(2595.4 kg)
	合 計	826.8 千円	15.6 a	(2595.4 kg)
ツキノワグマ	モモ	299.8 千円	4.1 a	(730.3 kg)
	リンゴ	203.6 千円	5.1 a	(1081.2 kg)
	果樹類 計	503.4 千円	9.2 a	(1811.5 kg)
	トウモロコシ	12.2 千円	1.5 a	(81.6 kg)
	野菜類 計	12.2 千円	1.5 a	(81.6 kg)
	合 計	515.6 千円	10.7 a	(1893.1 kg)
イノシシ	水稻	62.6 千円	6.1 a	(316.8 kg)
	稲 計	62.6 千円	6.1 a	(316.8 kg)
	じゃがいも	149.9 千円	10.6 a	(1880.7 kg)
	いも類 計	149.9 千円	10.6 a	(1880.7 kg)
	モモ	242.2 千円	3.3 a	(591.7 kg)
	果樹類 計	242.2 千円	3.3 a	(591.7 kg)
	トウモロコシ	27.1 千円	3.6 a	(177.7 kg)
	さといも	70.0 千円	7.2 a	(590.7 kg)
	野菜類 計	97.1 千円	10.8 a	(768.4 kg)
	合 計	551.8 千円	30.8 a	(3557.6 kg)
ハクビシン	モモ	8.4 千円	0.1 a	(20.6 kg)
	果樹類 計	8.4 千円	0.1 a	(20.6 kg)
	合 計	8.4 千円	0.1 a	(20.6 kg)
カラス	モモ	474.7 千円	6.5 a	(1159.9 kg)
	ブドウ	43.6 千円	0.6 a	(63.0 kg)
	リンゴ	183.6 千円	4.6 a	(973.1 kg)
	果樹類 計	701.9 千円	11.7 a	(2196.0 kg)
	合 計	701.9 千円	11.7 a	(2196.0 kg)

ニホンジカ	合 計	0.0 千円	0.0 a	(0.0 kg)
	鳥獣被害合計	2604.5 千円	68.9 a	(10262.7 kg)

(2) 被害の傾向

□ニホンザル

ニホンザルの生息域は、追い上げ等の効果により、山手の森林に固定化してきているが、中山間地域の果樹畑や野菜畑で継続的に被害が発生している。ニホンザルは追い払っても身を隠しすぐに戻ることがあるため、今後も農作物の被害拡大が懸念される。また、山手の住宅地への出没も増加していることから、人的被害の発生も懸念される。

農作物の主な被害は、プラム（6月～7月）、モモ（7月～9月）、リンゴ・カキ（10月～12月）等の果樹の食害である。

□ツキノワグマ

ツキノワグマは、山手の森林に広く生息し、中山間地域の果樹畑で被害が発生している。耕作放棄地や放任果樹の増加等により生息域は拡大しており、近年は山手の住宅のすぐ裏の畑でも被害が発生している。住民からの目撃や出没情報も増加傾向にあることから、人的被害の発生も懸念される。

農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、リンゴ・カキ（10月～12月）等の果樹の食害である。

□イノシシ

イノシシは、平成22年頃から山手の農地で半田地区から松原地区へと順に被害が拡大し、現在は山手の山林に広く生息している。平成28年度には侵入防止柵設置事業を実施し、当初は集落への侵入が抑えられていたものの、現在は柵の破損個所からの侵入や、民家に近い里山等に住み着き繁殖している個体がいると推測され、個体数の増加や被害の拡大が懸念される。

農作物の主な被害は、タケノコ（5月）、イモ類（5月～7月）トウモロコシ（6月～9月）などの野菜やモモ（7月～9月）等の果樹、水稻（8月～10月）の食害がある。また、モモ、リンゴ畑等圃場の掘り返しの被害がある。

□ハクビシン

ハクビシンは、町内全域に生息し、空家や物置・作業場などに住み着き、周辺の農地で被害が発生している。他獣種に比べて被害は大きくないものの、生息数の増加と生息域の拡大、それによる被害増加が懸念される。

農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）等の果樹の食害である。

□カラス

カラスは、町内全域（特に谷地地区、伊達崎地区、上郡地区、といった平坦部）に生息し、目撃数は10数羽から300羽程の大群も目撃・確認されており、早朝の捕獲や花火等での追い払いを継続して実施している。

農作物の主な被害は、モモ（7月～9月）、ブドウ（8月）、リンゴ（9月～11月）等の果樹の食害である。

□ニホンジカ

ニホンジカは、農作物等の被害は無いものの松原地区の一部で数回目撃されている。今後、情報収集による状況把握を行い、農作物被害が発生しないよう努める。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農作物被害額		
ニホンザル	826.8千円	744.1千円
ツキノワグマ	515.6千円	412.5千円
イノシシ	551.8千円	441.4千円
ハクビシン	8.4千円	6.7千円
カラス	701.9千円	631.7千円
ニホンジカ	0.0千円	0.0千円
計	2604.5千円	2236.4千円
農作物被害面積		
ニホンザル	15.6 a	14.0 a
ツキノワグマ	10.7 a	8.6 a
イノシシ	30.8 a	24.6 a
ハクビシン	0.1 a	0.1 a
カラス	11.7 a	10.5 a
ニホンジカ	0.0 a	0 a
計	68.9 a	57.8 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑折町有害鳥獣対策実施隊（以下「実施隊」という。）及び桑折町有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）が有害鳥獣捕獲等を実施している。 □ニホンザル 捕獲は、箱わな及び銃器により実施しており、檻は目撃や出没が多い場所に移動し対策を行っている。また、令和3年度からサル用大型檻を設置し、捕獲している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者の減少や高齢化が進行し、実施隊員の確保が困難になっている。担い手の確保及び育成が課題である。 ・ ICT等を活用した効率的な捕獲方法の確立や、捕獲体制の整備が必要である。 ・ ニホンザルは隣接市町にまたがる行動域を持つ群れが確認されているため、周辺市町と連携した捕獲が課題である。

	<p>捕獲獣は焼却により処分している。</p> <p>□ツキノワグマ 捕獲は箱わな及び銃器により実施しており、檻は目撃や出沒が多い場所へ移動し対策を行っている。捕獲獣は焼却により処分している。</p> <p>□イノシシ 捕獲は、箱わな・檻・くくりわな及び銃器により実施しており、檻は目撃や出沒が多い場所へ移動し対策を行っている。令和2年度よりICT機器を活用した実証事業を行っている。 捕獲獣は焼却により処分している。</p> <p>□ハクビシン 捕獲は、箱わなにより実施している。 捕獲獣は焼却により処分している。</p> <p>□カラス 捕獲は、銃器及びカラス用檻を設置し、捕獲している。 により実施している。 捕獲獣は焼却により処分している。</p> <p>□ニホンジカ 捕獲は、箱わな・檻・くくりわな及び銃器により実施している。 捕獲獣は焼却により処分している。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・平成28年度に、山間部からのイノシシの侵入を防ぐため、町内全域に侵入防止柵を設置（約15km）し、柵の補修等の維持管理を各町内会</p>	<p>・農業者の高齢化・担い手不足等の影響により、中山間地に耕作放棄地やヤブが増加することで、有害鳥獣の隠れ場所が増加し活動範囲が広がる恐</p>

	<p>に補助金を交付しながら実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桑折町有害鳥獣被害防止資材購入事業補助金により、個人による電気柵設置に対し補助金を交付している。また、令和2年度から電気柵に加えワイヤーメッシュ柵も補助対象とし制度の充実を図った。 ・令和29年度から緩衝帯整備として、放任果樹伐採及び刈り払い事業を実施している。 ・花火を農家に配布し、追い払い活動を実施している。 <p>□ニホンザル ニホンザルの生息調査及び追い払い活動を実施している。 農家は花火等を使用した追い払い活動を実施している。</p> <p>□ツキノワグマ 各農家が個別に電気柵等を設置し管理している。</p> <p>□イノシシ 各農家が個別に電気柵等を設置し管理している。</p> <p>□ハクビシン 各農家が個別にネット等を設置し管理している。</p> <p>□カラス 各農家が個別にネット等を設置し、花火等による追い払いに取り組んでいる。</p> <p>□ニホンジカ 各農家が個別に電気柵等を設置し管理している。</p>	<p>れがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町内会と連携を密にした侵入防止柵の適切な維持管理が必要である。 ・耕作放棄地の適切な管理や、放任果樹の除去・伐採が課題である。
<p>生息環境管理その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から山間部の町有地にドングリなど実のなる木を植え、有害鳥獣の餌場と 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化・担い手不足等の影響により、既存のワイヤーメッシュの管理が困難になっ

<p>の取組</p>	<p>して環境整備を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなワイヤーメッシュ柵の設置や既存の柵に電気柵を設置し、有害鳥獣の侵入を減少させている。 ・令和29年度から緩衝帯整備として、放任果樹伐採及び刈り払い事業を実施している。 	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のワイヤーメッシュが山間部に設置してあるため管理が困難になっている。
------------	--	---

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在の鳥獣被害対策は、箱わな等を計画的に整備してきた効果もあり、鳥獣の捕獲数は増加傾向にあるが、被害状況は横ばいとなっている。また、箱わな数の増加や実施隊員の高齢化などにより隊員の負担が増加しているため、今後はICT機器の活用や地元住民との連携などによる効率的な捕獲体制を整備するとともに、担い手確保のため狩猟免許の取得補助や人材育成など強化していく必要がある。 ・今後については、個別の農地を守る取り組みを推進するため、電気柵設置講習会を開催しながら電気柵等資材購入事業補助制度等の一層の拡充を図る。各町内会で行っている侵入防止柵の維持管理を支援するとともに柵の管理が困難な場所や破損が多い場所については、業者委託することで侵入を防ぐ。また、各町内会で出た目撃や出没情報などを基に新たな柵の設置や鳥獣の潜み場となるヤブの刈払いや誘因物となる放任果樹除去等を行うことで「被害防除」の強化や「環境整備」を進め、総合的な鳥獣被害対策を自助・公助・共助それぞれの取り組みのもと推進していく。 <p>○ニホンザル</p> <p>ニホンザルは、生態や行動を理解せずに有害捕獲等の被害対策を講じることにより、群れの分派・分裂を誘発し、被害地域を却って拡大させてしまった事例もある。</p> <p>このため、専門家による助言・指導を受けながら、精度の高いモニタリング調査を実施し、ニホンザルの生息域が適正な規模となるように個体数管理の方法を検討していきます。有害捕獲については、目撃や出没が多い場所に檻を移動し対策を行っていきます。</p> <p>○ツキノワグマ</p> <p>侵入防止柵等の設置を推進し、農作物被害の軽減等を図る。</p> <p>また、耕作者等と連携した追い払い等を実施する。さらに、専門家による助言・指導を受けながらツキノワグマの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落説明会の開催や広</p>
--

報による情報提供を積極的に行う。有害捕獲については、目撃や出没が多い場所に檻を移動し対策を行っていきます。

○イノシシ

侵入防止柵等の設置・維持管理を推進し、農作物被害の軽減等を図る。また、耕作者等と連携した追い払い等を実施する。個体数管理については、有害捕獲及び狩猟等により実施する。さらに、専門家による助言・指導を受けながらイノシシの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落説明会の開催や広報による情報提供を積極的に行う。有害捕獲については、目撃や出没が多い場所に檻を移動し対策を行っていきます。

○ハクビシン

小型檻を設置し、農作物被害の軽減等を図る。専門家による助言・指導を受けながらハクビシンの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落説明会の開催や広報による情報提供を積極的に行う。有害捕獲については、目撃や出没が多い場所に檻を移動し対策を行っていきます。

○カラス

ネットやテグス等を活用した被害防止対策を推進し、さらに一斉追い払い等を実施する。さらに、専門家による助言・指導を受けながらカラスの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落説明会の開催や広報による情報提供を積極的に行う。有害捕獲については、目撃や出没が多い場所に檻を移動し対策を行っていきます。

○ニホンジカ

侵入防止柵等の設置・維持管理を推進し、農作物被害の軽減等を図る。また、耕作者等と連携した追い払い等を実施する。個体数管理については、有害捕獲及び狩猟等により実施する。さらに、専門家による助言・指導を受けながらニホンジカの生態に関する理解を深め、地域住民が自発的な被害防止対策を講じられるよう、集落説明会の開催や広報による情報提供を積極的に行う。有害捕獲については、目撃や出没が多い場所に檻を移動し対策を行っていきます。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年度より、桑折町有害鳥獣対策実施隊設置要綱に基づき（鳥獣被害防止特措法第9条による）桑折町有害鳥獣対策実施隊（定員20名）を組織し、有害捕獲を行っている。

また、福島県猟友会桑折支部から推薦された20名で、桑折町有害鳥獣捕獲隊を組織し有害鳥獣の捕獲を行っている。

捕獲については、目撃や出没情報が多い場所に檻を移動し対策を行って

いる。また、桑折町と実施隊等が、被害状況を踏まえ、捕獲方法、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン カラス ニホンジカ	○地域住民に対する情報提供・注意喚起を行う。 ○捕獲実績のある罟の導入を進める。 ○狩猟免許取得に対する支援を行う。 ○実施隊等による一斉追払いを実施する。 ○周辺市町と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。
令和7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン カラス ニホンジカ	○地域住民に対する情報提供・注意喚起を行う。 ○捕獲実績のある罟の導入を進める。 ○狩猟免許取得に対する支援を行う。 ○実施隊等による一斉追払いを実施する。 ○周辺市町と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。
令和8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ハクビシン カラス ニホンジカ	○地域住民に対する情報提供・注意喚起を行う。 ○捕獲実績のある罟の導入を進める。 ○狩猟免許取得に対する支援を行う。 ○実施隊等による一斉追払いを実施する。 ○周辺市町と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ニホンザルについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
○ツキノワグマについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
○イノシシについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
○ハクビシン及びカラスについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（次期計画策定後は当該計画）に基づく基準により捕獲を行う。
○ニホンジカについては、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。		
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 70頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 70頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 70頭
ハクビシン カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。		
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。

捕獲等の取組内容	
○捕獲方法：	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル 箱わな、檻及び銃器による。 ・ツキノワグマ 箱わな及び銃器による。 ・イノシシ 箱わな、檻、くくりわな及び銃器による。 ・ハクビシン 箱わなによる。 ・カラス 銃器・檻による。 ・ニホンジカ 箱わな、檻、くくりわな及び銃器による。
○捕獲時期：	農作物被害が多発する4月から11月頃を重点的に実施する。
○捕獲場所：	人的被害の恐れのある個体及び農作物被害が大きい地域について、重点的に実施する。
○捕獲実施：	安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、主に箱わな等により捕獲を行う。銃器による捕獲は、見通しが良い場所を選び、周囲の安全を確認しながら行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマによる人的被害の恐れがある場合、実施隊員が緊急に捕獲するために出動し、興奮状態の個体に近づくのは危険なため、射程距離の長いライフル銃を使用する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵（獣種により2段から7段）及びワイヤーメッシュ柵 5,000m	電気柵（獣種により2段から7段）及びワイヤーメッシュ柵 5,000m	電気柵（獣種により2段から7段）及びワイヤーメッシュ柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵については、地元町内会に補助金を交付し、設置、修繕の管理。 ・ 柵の管理が困難なところは、一部業者委託。 ・ 鳥獣被害対策実施隊及び捕獲隊による鳥獣の追上げ・追払い。 ○ニホンザルの個体・群調査・有害鳥獣の確認・捕獲隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵については、地元町内会に補助金を交付し、設置、修繕の管理。 ・ 柵の管理が困難なところは、一部業者委託。 ・ 鳥獣被害対策実施隊及び捕獲隊による鳥獣の追上げ・追払い。 ○ニホンザルの個体・群調査・有害鳥獣の確認・捕獲隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵については、地元町内会に補助金を交付し、設置、修繕の管理。 ・ 柵の管理が困難なところは、一部業者委託。 ・ 鳥獣被害対策実施隊及び捕獲隊による鳥獣の追上げ・追払い。 ○ニホンザルの個体・群調査・有害鳥獣の確認・捕獲隊

	への通報など専 属で業務委託。	への通報など専 属で業務委託。	への通報など専 属で業務委託。
--	--------------------	--------------------	--------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

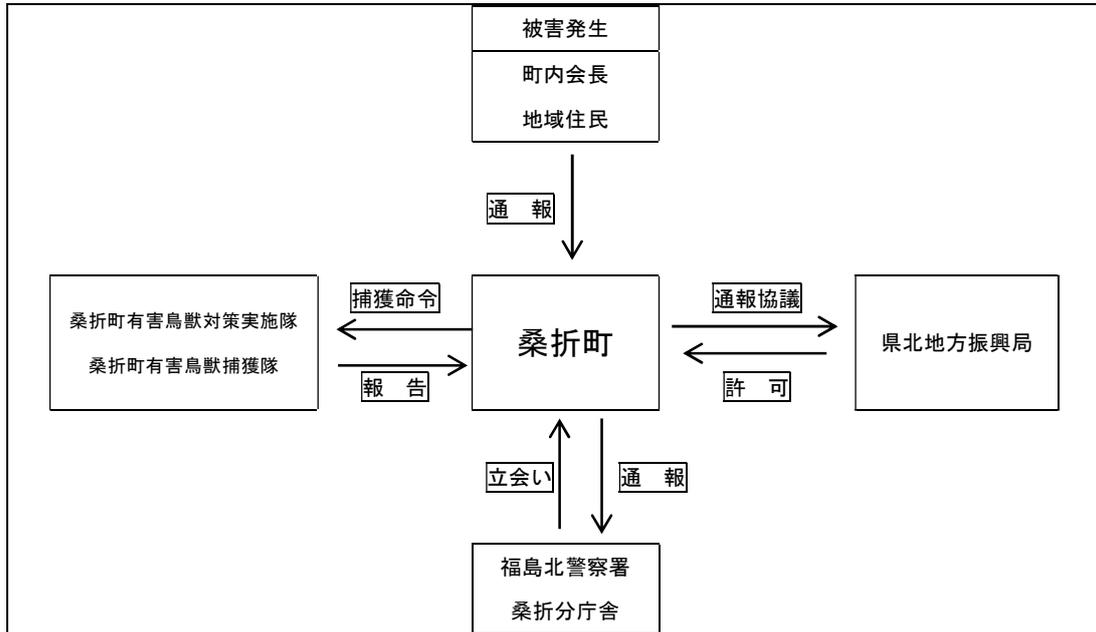
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	・平成29年度から緩衝帯整備として、放任果樹伐採及び刈り払い事業を実施中。
令和 7年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	・平成29年度から緩衝帯整備として、放任果樹伐採及び刈り払い事業を実施中。
令和 8年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	・平成29年度から緩衝帯整備として、放任果樹伐採及び刈り払い事業を実施中。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桑折町	被害状況の確認や住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲許可申請等の手続きを行う。
桑折町有害鳥獣対策実施隊	捕獲許可が下りた有害鳥獣の捕獲作業に従事する。
桑折町有害鳥獣捕獲隊	捕獲許可が下りた有害鳥獣の捕獲作業に従事する。
県北地方振興局	鳥獣の保護管理に関する情報提供・助言・指導及び捕獲許可を行う。
福島北警察署桑折分庁舎	住民への注意喚起を行うとともに、緊急時には安全確認により銃の発砲許可を出す。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	桑折町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
桑折町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
ふくしま未来農業協同組合	有害鳥獣の出没等に関する情報提供や被害調査、被害防止対策の普及・促進を行うとともに、協議会の会計事務を行う。
伊達果実農業協同組合	有害鳥獣の出没等に関する情報提供や被害調査、被害防止対策の普及・促進を行う。
桑折町町内会会長各地区代表	有害鳥獣の出没等に関する情報提供や地区住民に対する被害防止対策の普及・啓発、注意喚起を行う。
桑折町有害鳥獣対策実施隊	有害鳥獣の出没等に関する情報提供や有害鳥獣の追い上げ・捕獲を行う。
桑折町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣の出没等に関する情報提供や有害鳥獣の追い上げ・捕獲を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県北地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理及び捕獲に関する情報提供、助言及び指導等を行う。
福島県県北農林事務所 (農業振興普及部) (伊達農業普及所)	有害鳥獣関連情報の提供並びに農業被害防止対策に関する情報提供、助言及び指導等を行う。
福島県県北農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等を行う。
福島県農業総合センター (企画経営部)	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止対策に関する情報提供、助言及び指導等を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

桑折町有害鳥獣対策実施隊を平成25年度に隊員20名以内で設置。対象鳥獣のニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、カラス、ニホンジカの捕獲・駆除、防護柵の設置、耕作者等と連携した追い払いや、その他鳥獣による被害防止のため町長が必要と認める業務を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、ニホンザルの広域的な被害防止対策を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし